

南イタリアの僭主政

芝川 治*

要旨

前稿に続いて今回上げるのは南イタリアの僭主政である。僭主の簇出したシケリアとは異なり、南伊にては僭主政は少ない。今日知られるものとしてはキュメ、レギオン、シュバリス、クロトン、エレアの事例を算える程度である。これらに関する情報も僅少であるが、それらには影薄き者が多い。僭主出現の理由はポリスによって区々様々であり、そこに特定の歴史的事由を附するのは困難である。彼らの施策にしても社会変革に寄与したとはなす能わぬものがある。南伊の僭主は概ね寡頭政より発するのであるが、その没落後、体制は旧に復するのみ。ここにもそれは野心家が一時的に権力を奪取したのみ。それは寡頭政の幕間劇に過ぎなかった。

キーワード…キュメ、レギオン、ピユタゴラス

*大手前大学元教授

本稿においては南伊の僭主政及びその周辺に限定して粗描がなされるのであるが、焦点を当てる事となるのは、もとより、「古典学説」の是非である。

一

先ず、カルキス系のキュメ。西方最古の植民地とされる⁽¹⁾キュメにて内紛が知られるのは六世紀末葉である。今、これをハリカルナッソスのディオニシオス⁽²⁾によって見よう。

五二四年、エトルリア人がイタリア原住民を語らつて、大軍を以つてキュメに來攻した。キュメ人はこれを撃退したが、報償をめぐつて諍が生じた。最高の武勲を立てたのはアリストデモス (ho matakos)⁽³⁾であつたが、支配層 *hoi dynatoi* はそれを嫌忌した。該時、キュメの政体は貴族政 *aristokratia* にして、国政の要枢たるは評議會 *boule* と思考される。これに対抗したのが民衆 *demos* とられる。これは多数の事に権限を有さずとの由である。アリストデモスは、本来、卑賤の出ではないが、爾今、民衆を領導し、支配層との対立を深めたという。

この後、二十年を閲して、アリアがポルセンナの息を將とするエトルリア軍によつて包圍された。ここからの救援要請に応じて、キュメは劣悪なる船舶、兵員と共に將軍としてアリストデモスを派遣した。キュメ当局者層の真意はアリストデモスの除去にあつたが、それに反し彼は赫々たる勝利を納めた。彼は戦果の報告なる名の下、評議會に赴き、配下の者をして有力者 *aristokratikoi* を悉く誅戮せしめ、要衝を占拠した。権力を掌握した彼は自由平等を宣揚し、土地再分配と負債の廃棄を約束し、自らを *strategos autokrator* に任命せしめ、武器の没収をも行つた。また、彼は奴隸や異人より成る護衛兵を設けた。かくして彼は僭主と化し、種々専恣の業を行つたが、一四年後、⁽⁴⁾叛乱が勃発して惨殺された。そして、父祖伝来の国制 *patros politeia* が復活したという。

この記事は僭主の勃興から凋落迄の一代記として典型的である。また、過度に劇的である。報われざりし英傑が、反対派の籌策による悪条件の下、獅子奮迅の活躍をなしてエトルリア軍を殲滅し、故国に戻つて大衆の歎呼を博した。この後、彼は悪虐なる僭主となり、

政敵の子息を田園に散在せしめ、他の少年を女子として育てたが、結局、敵勢力が復讐を完遂したというものである。

プルタルコス⁽⁵⁾の筆は更に演劇的に傾く。これは逸名の婦人が男子を鼓舞する結果を生じ、更には僭主の妻クセノクリテ（これはアリストデモスにとり政敵の娘。彼との結婚を強制されていた。）が反対派を誘掖しアリストデモスを殺害せしめたというものである。これは烈女の姿を際立たせんとするものである。

ディオニシオスには細部に亘っても疑問箇所が点在する。兵員の数や戦闘の実態、「二十年後」⁽⁶⁾などがそうであるし、「全権將軍」*strategos autokrator* や「民衆指導者」*demou prostates*⁽⁷⁾も時代錯誤とされる。

ただ、ディオニシオスの記述がキュメの年代記に由来すと主張される事もある。僭主アリストデモスやキュメの状況はディオドロス⁽⁹⁾やディオニシオス自身の他の記事⁽¹⁰⁾、またリウイウス⁽¹¹⁾からも裏付を得られるところである。それは揺籃期のローマやラテン諸邦、エトルリア人の動向とも平仄が合致すると称し得ようか。かくして、ディオニシオス七卷二―一は全体としては受容すべしといったところか。

アリストデモスの一件につき、サルトーリ⁽¹²⁾は歴史の意味を講究せんとする。それによると、キュメにおける民衆の成長は未だしにして、アリストデモスも平等化を推進したものではない。僭主没落後、旧来の体制が復活した。然るに、それは最早、往昔の光輝を回復し得ず。民主政への滔々たる大流からはキュメもまた逃る事能わざりしというものである。

アリストデモス以前におけるキュメの国制は「貴族政」とされるのが通常である。それは史料では *aristokratia*⁽¹³⁾ や *aristokratike politeia*⁽¹⁴⁾ と表現されている。その主権者は *dynatoi*⁽¹⁵⁾、*aristokratikoi*⁽¹⁶⁾、*aristoi*⁽¹⁷⁾ などとなされている。然るに、それらはまた *plousioi*⁽¹⁸⁾ とも叙される。国制に関しては *oligarchia*⁽¹⁹⁾ なる呼称も用いられる。これららを以って観るに、この国における *aristokratia* は *oligarchia* の美称と解すべきである。ディオドロスを繙くに、アリストデモスは *plethos* を支持基盤として *dynatotatoi* を誹毀し、*euporotatoi* を殺害したとされる。⁽²⁰⁾ *dynatotatoi* と *euporotatoi* は、事実上、同一視されている。*dynatotatoi* は *aristoi* などと共に社会的には上流富裕者層を指示するのである。⁽²¹⁾ 該時期のキュメにおいて国政を嚮導したのは富裕者層なのである。

土地再分配や負債廃棄の標語が喝采を博したとの由であったが、この頃、貧富の対立が激化したのであろう。貧民の不満が醸成

されていたのである。⁽²²⁾ アリストデモスはそれを利して大衆煽動を行ったのである。貧富の対立は往時よりポリスの通弊であった。それは機宜に応じて表面化するのである。⁽²³⁾ そうすると今般の事件はポリスに通有なる周期的現象に過ぎないのではなからうか。

アリストデモスに対する反乱軍の首魁はヒッポメドンの子息たちとされる。⁽²⁴⁾ このヒッポメドンとは、嘗て、戦捷の勲功をめぐってアリストデモスの対抗馬となされた人物であった。⁽²⁵⁾ 僭主後、復活した国制においても中枢を占めたのは、当然、旧支配層の息子たちである。そうすれば、万事に亘って旧態に復したのみか。まさに *patrios politeia* である。

五世紀のキヌメであるが、これは萎靡に向う。⁽²⁶⁾ 遂には四二一年、カンパニア人によって征服された。⁽²⁷⁾ 内政に関しては詳らかとしない。アリストデモス後再興された寡頭政は安定的だったのであるか。ベルヴェは語る、⁽²⁸⁾ “..... blieb auch im ionischen Kyme an Italiens Küste die Tyrannis allem Anschein nach nur eine Episode ohne tiefere Wirkung auf die Gestaltung der Polis.” けだし、至言である。

二

レギオン。これはザンクレ同様、カルキス系植民地である。これはザンクレ主導の下、八世紀後期に拓かれたと思考される。これには家郷を逐われたメッセニア人も参加した。⁽²⁹⁾ それは創建よりも後年に属する方が自然であろうか。⁽³⁰⁾

ストラボンによらんか、アナクシラスに到る迄、レギオン人の長 *hegemones* は常にメッセニア系より立った。この *hegemones* とは何か。この語を僭主と解すは無理なしとしない。そもそも、レギオンにおいてアナクシラスとその子息以外の僭主は吾人には未知である。ただ、レギオン人の許、アナクシラス以外の *dynastikoi* 出⁽³¹⁾しとの伝承は存す。⁽³²⁾ これは僭主を指示すると見るのが順当である。それはアナクシラス以後に属するのであるか。

何れにせよ、*hegemones* は支配集団と解するのが無理なきところである。然らば、メッセニア系の者がそのような集団を構成したのであるか。これには疑念も出来る。メッセニア系の流入は相当の古期に遡るとしても、それは当初よりはなし難きかと叙しておいた。主導権はカルキス系に属したとする方が、一応、普通であろう。かく以って、ストラボンに直ちに左袒するのは憚られる。⁽³³⁾

アナクシラス以前のレギオンなるが、ここでは寡頭政が布かれていたとされる⁽³⁴⁾。これに関して幾何なりとも敷衍するのはヘラクレイデス・レンボス⁽³⁵⁾である。これによらんか、レギオンの国制は貴族政 aristokratie であつた。「何となれば、資産高より選ばれたる千名、万端を宰領せしなり。かつ、カタネ出身カロンダスの法を使用せしなり。」というものである。されば、ここにおける「貴族政」も、キュメなどと同様、寡頭政の美称となる。財産級が存し、それを充足した者が支配権を行使したのである⁽³⁶⁾。カロンダスの法もこういった体制に適合的と判断される⁽³⁷⁾。千人の集団は西方においては屢次に亘つて見られるところであつた⁽³⁸⁾。

アナクシラスの統治年代は四九四年から四七六年に及ぶ⁽³⁹⁾。政權奪取の様相について史料には黙然たるものがある。学説であるが、アナクシラスに民主政の代表者を見る向きはある。大衆、殊にメッセニア系が抑圧を蒙つていたとするならば、彼はそれを背景として抬頭したといふものである⁽⁴⁰⁾。確かに、クレティネスの子アナクシラスは出自をメッセニアに仰ぎ、後述するところなるが、親メッセニア策を取つた^(42a)。レギオンにおいてカルキス系とメッセニア系の確執は底流に伏在したのである。後者が下層に沈淪していた可能性も一概には否定出来ない。ただ、その点、確証は欠如する。

アナクシラスはアクロポリスを占拠する事によつて権力を私した旨、ディオニュシオス⁽⁴³⁾は記す。然らば、それはクーデタの類であつて、大衆蹶起からは遠い。或は、アナクシラスの政治は善政を以つて聞こえる⁽⁴⁴⁾。土地再分配、負債廃棄など矯激なる施策に趨つた形跡はなく、長期間政權を保持し、平和裡に子息に継受せしめた。これを以つて惟うに、彼には衆望を担つて登場した一面もあつたか。ただ、その点や、彼の国内政策に関する情報は僅少に過ぐ。また、四九〇年代、ゲラの僭主ヒッポクラテスは強盛を誇り、レギオンと一衣帯水の位置にあるザンクレをも傘下に納めた。この事がレギオンに刺戟を与えた可能性は高しとなすべきである。それは何れにせよ、治世初期のアナクシラスにとつてザンクレの帰趨は喫緊の課題であつた⁽⁴⁵⁾。

アナクシラスはヒメラの僭主テリオスの娘を娶り、カルタゴと盟約関係に入つた⁽⁴⁶⁾。ゲロンの脅威が迫切していた故であろう。四八〇年、周知の如く、カルタゴ側はヒメラの会戦にて大敗を取つた。ただ、その後もアナクシラスは自らの地位は維持した。もつとも、シユラクサイのゲロン、ヒエロンに対して劣位に立つたのは事実であるが。

アナクシラスが四七六年に死去した後、その嗣子が幼冲なるため、ミキウトスがいわば摂政として立つた⁽⁴⁷⁾。これはイアピュギア族に

対して惨敗を蒙るが、全体としてその統治は巧妙なりし如くである。⁽⁴⁹⁾ 四六七年、ミキユトスが任を離れた後、アナクシラスの息子たちが政を乗る。これらは四六一年にレギオン、メッサナより逐斥された。⁽⁵¹⁾ これらに失政あつた故か。四六六／五年頃にシユラクサイのトラシユブロスが失脚して後、シケリア人は自由を謳歌したという。⁽⁵²⁾ それが海峽諸邦にも波及したのであるうか。

この間の事情をめぐっては種々の立論がなされる。⁽⁵³⁾ これらは史料としてユステイヌスや貨幣を利用する。⁽⁵⁴⁾ それによって、反僭主派の実体やクロトンの介入、両都市における政体の変遷などにつき闡明せんとする。ただ、これらには史料操作上、危懼を覚えざるを得ない。実際、ユステイヌスの文言など不可解なのである。⁽⁵⁵⁾

爾後の海峽両都市なるが、国制に関して知られるところは少ない。ただ、五世紀末、或はその後、少時を経て、ピユタゴラス派の残党がレギオンに集結した。⁽⁵⁶⁾ また、その地の立法者としてピユタゴラス派の名が挙げられる。⁽⁵⁷⁾ 「体育場監督官的」、或は「テオクレスの政体」に関して詳細は悉皆不明なるが、ピユタゴラス派の常として寡頭政に親昵する部分があつたのではないか。時期はアナクシラオス一統の支配下ではあるを得ない。その後には置かるべきであろう。これによって観るに、レギオンでは寡頭政が復活したのみか。⁽⁵⁸⁾ ここにても僭主政は寡頭政の幕間劇に過ぎなかつた。

この後も両市においては紛乱の熄む事はない。⁽⁵⁹⁾ これも例によって例の如しである。

三

クロトンとシユバリス。これらは俱にアカイア系植民地である。⁽⁶⁰⁾ 創建されたのは八世紀末期である。⁽⁶¹⁾ ただ、シユバリス建設にはトロイゼン人も参画している。もっとも、これらは後に放逐されたか。⁽⁶²⁾

シユバリスはその富強、奢侈放逸を以つて世に著きものがある。⁽⁶³⁾ その勢力圏をも拡大した。⁽⁶⁴⁾ ユステイヌスによると、シユバリス人はクロトン人、メタポンティオン人と共にシリスを占拠した。然る後にクロトン人とロクロイ人は銜を交えた。⁽⁶⁶⁾ 案に違つて、クロトン人はサグラ河畔の戦闘において大敗を喫した。⁽⁶⁷⁾ その年代をめぐっては各説交錯するが、爾来、クロトン人は銷沈したとも伝えられる。⁽⁶⁹⁾

ピュタゴラスのクロトン来着はこの頃の事であろうか。この人物は旧くより伝説の霧に圍繞され、その生涯、教説、教団をめぐる実相には暗々たるものがある。ピュタゴラス伝としてはイアンブリコスとポルピュリオスによるものが現存するが、これらは一種の「継ぎはぎ細工」である。これらの資料をなしたものととしてはアリストクセノス、ティマイオス、ネアンテス、アポロニオス、ニコマコスはたまたダイカイアルコスなどがあるが、イアンブリコスなどがそれらを如何に利用したか、この点には錯雑たるものがある。更にこれらの信憑性にも難点少なしとはしない。これらの点を穿鑿するのはいわば無際限の作業となる。それ故、ここではそれは断念して、暫定的結論で満足せざるを得ない。

これに関してフォン・フリッツが比較的中庸を得た結論を提示している⁽⁷⁰⁾ので、ここではそれを掲げておく。これで以つて全般的観念は齎らされるであろう。フリッツよりするとピュタゴラスのクロトン到着は五三〇年頃、教団の創設もその頃である。キュロンに領導された反ピュタゴラス運動は五世紀初頭（或はそれを若干遡るか）。ただ、これは教団の影響力拡大を阻礙しなかつた。次いで、四五〇―四四〇年における反対派による大規模なる暴乱。この際、クロトンにおけるミュロンの居宅が焼討に遭い、ピュタゴラス派が多数焚死した。この際、イタリアより離去した者もいるが、残留してなお一定の政治的力を保持した成員も存した。さりながら、三九〇年頃には、タラスを別とすると、ピュタゴラス派は最終的にイタリアを退去する事を余儀なくされたという。

ピュタゴラスの生没年や各地遍歴をめぐつてはここには論及の限りでない。ただ、彼がポリュクラテスの僭主政を嫌厭してサモスを去つたのは事実として承認すべきか。⁽⁷¹⁾クロトンの国制に関してであるが、その地にて彼は千人衆 *hoi chioi* より講話をなすべく招聘された⁽⁷²⁾という。ダイカイアルコスは同様の関連にて長老会 *gerousia* と執政官 *archontes* とに言及する。⁽⁷³⁾ここにて、長老会は千人衆の委員会、執政官はその執行役といったところであろうか。⁽⁷⁴⁾

この事件は後に叙すが、シユバリスの僭主テリュスがクロトンに亡命者の引渡しを要求した。ディオドロス⁽⁷⁵⁾よりすると、クロトンにては *ekklesia* が召集され、この問題が提議された。*synketos* と *demos* が困惑し、*plethos* が応諾に傾いた時、ピュタゴラスが議論を嚮動し、結局、開戦が議決されたという。ここにしてピュタゴラスの言が千鈞の重みを有した事にはなる。こゝで *ekklesia* は後の *plethos* よりして⁽⁷⁶⁾民会と看做すべきか。大事出来の際、それは召集されて和戦の決定を行ったのであろうか。ディオドロスに信を置く

ならばそうなる。synkletos は千人会であろう。

ただし、イアンブリコスを披読する限りにおいては、国制の中枢に位置したのは千人会となる。三五・二六〇並びに二五七よりはそう解さざるを得ない。二七・一二六もこれに準ずる。九・四五ではそれらは国政の指導者とされる。また、同四六において千人会は国民の負託を受けて統治の任に当る旨、ピユタゴラスが語ったとなされるのである。かく観するにおいて、この政体は寡頭政となる。⁽⁷⁶⁾そして、その体制は父祖伝来とされるのである。⁽⁷⁷⁾

シュバリスとクロトンとの紛議であったが、テリユスとはシュバリスにて今日知られる唯一の僭主である。ディオドロス⁽⁷⁸⁾によると、これはデマゴゴスとして抬頭して有力者を追及、五百名の最富裕者 euporaton を追放し、その財産を没収せしめた。これらの者はクロトンに難を避けたわけで、その引渡しをテリユスは追ったのであった。クロトン側がそれを拒絶したために開戦に立至ったのであるが、ピユタゴラス派のミロン指揮下、クロトンの徹底的勝利に畢った。シュバリスは字義通り抹殺されたのである。⁽⁷⁹⁾年次としては五一一／〇が与えられる。⁽⁸⁰⁾

テリユスが権力を横奪したのは五一〇年を遡る事若干年であろう。マイナー⁽⁸¹⁾説くところであるが、マグナ・グラエキアにおいては、昔時、土地貴族が権力を独占した。これに対し、シュバリスなどでは商工業が隆昌を迎え、階級間の対立が激化した。これに応じたのがテリユスであつて、それは被支配層の支持を受けて反動貴族の桎梏よりシュバリスを離脱せしめた。その点においてこれは進歩的であつたという。同時に、開戦の原因に関しても、マイナーによれば経済的動機⁽⁸²⁾と同時に政治体制の差違が重要である。民衆に倚るテリユス対貴族政（これは身分的支配の意）、即ち進歩と反動との対決を旨とした。ピユタゴラス運動と貴族層との同盟はシュバリスにとって真の危険を形成した、というものである。

さりながら、謂うところの経済発展であるが、考古学的資料より該時点における階層変化が比較的精確に測知されるものであろうか。商工業者が自律的な動きを示したのであろうか。テリユスと敵対したのは富裕層であつたが、ギリシアのポリスにおいては貧富の対立は恒常的に生起するのであつた。この事は本篇九一―一〇ページにも記したし、かつてレオンティノイに関して例示したところでもあ⁽⁸³⁾る。そこにおいては四二四年頃、上下の抗争が激発している。マイナーの論法を藉りるならば、そこではその時点において「貴族支配」

が構造的危機を迎えたと断じざるを得なくなる。畢竟するところ、それは *deus ex machina* である。何故他ならぬその時点なのかを論証しない限り、それは超歴史的説明に墮するのである。

ポントスのヘラクレイデス⁽⁸⁴⁾伝世するところであるが、シュバリス人はテリュスの僭主政を解体した後、彼の党与を全員祭壇にて殺害した⁽⁸⁶⁾。この一件は時期を詳密になす能わぬが、開戦直前か交戦中であろう。テリュス一派は没収した財産を横領するなど擅恣の行為であったが故に、市民の怨恨を買っていたのであろう。然らば、テリュスの僭主政とは一介の野心家が機会に乗じて、偶々、権力を私したのみの事とならう。

他方、クロトン側の対応。それを主動したというピュタゴラスであるが、マイナーは次の如く主張する。その教団はクロトンなど諸市において公に政治権力を行使した⁽⁸⁷⁾。そして、それは一種の *reactionary international* であつた、と。然るに、これは過度に及ぶ。この点においてもフォン・フリッツ⁽⁸⁹⁾に左袒すべきである。曰く、ピュタゴラス教団員が時宜に応じて政治を左右したのは事実なれども、「この事は教団自体の支配とは非常に異なる。」それは個人として行つたというものである。教団の目標は第一にはあくまでも倫理的再生であつた、という。

ピュタゴラスは政治に関しては最善の国制を追求したとされる⁽⁹⁰⁾。ピュタゴラス派人士の下、クロトン及びイタリア諸市にて至高の政治が行われた⁽⁹¹⁾。それがためにそれは殆ど貴族政とされる *hoi...dikononoun arista ta politika, hoste schedon aristokratian einai ten politeian*⁽⁹²⁾。贅言の要もないが、こゝで貴族政 *aristokratia* とは徳に基く支配である⁽⁹³⁾。 *kalokagathia* なる語も頻出する⁽⁹⁴⁾。成程、貴族政が寡頭政に近接するのは事実である。教団の構成人員も上流諸士であつた⁽⁹⁵⁾。ただ、その意図するところは一人に人格の錬磨にあつた。そもそも財産の共有を唱導する団体は寡頭政的たる事よりは遠い。

クロトン側に開戦を決意せしめたのは、第一にはシュバリスの非違であつたらう。それはクロトンの使節三十名全員を殺害し、その死体を凌辱したという⁽⁹⁷⁾。その中にはピュタゴラスの弟子も含まれていたか⁽⁹⁸⁾。これは神々を蔑する行為であつた。

対シュバリス戦捷後、クロトン人にも墮落が萌したなどとも語られる⁽⁹⁹⁾。ただ、この時点における焦眉の課題はシュバリスの土地であつた。この分配が抽籤によらざる旨決定されたため、ピュタゴラス派に対する大衆の不満が爆発したという⁽¹⁰⁰⁾。これと約半世紀後の

焼打事件をめぐることは史料が錯綜している。一般に、それらが両事件を混同している事は確言し得る。⁽¹⁰⁾ここでは事件の複雑なる経過に關しては捨象して、ただ、原因論につき簡叙する。反対派の領袖はキュロンとニノンであった。ニノンは民衆の出であるが、キュロンは名門に生を享けた。⁽¹⁰⁾これは教団への入門を冀望したが拒絶された。この事に忿怒を發し、彼は反ピュタゴラス活動を執拗に持続した⁽¹⁰⁾という。他方、ニノンは民衆的立場よりピュタゴラス派を誹毀した。⁽¹⁰⁾民主的プログラムを提示したのはヒッパソスなど三名で、これらは何れも千人会の成員という。それが内容とするのは、全市民が役職と民会に参与し、公職者は全市民より抽籤された者の前にて執務報告をなすべしというものである。⁽¹⁰⁾

今般の運動なるが、指導者層を形成したのは比較的上流の者多数となす。ヒッパソスなどは、当然、それに属すし、ピュタゴラスの縁者もそれに算えられる。⁽¹⁰⁾これらは教団に対する反感を大衆と共有した。ピュタゴラス教団は一種、秘密結社であつて、独特の規律、生活態度を遵守した。それに関する厭惡の感情が伏在していたと見るべきである。⁽¹⁰⁾キュロン一派の私怨に由縁する策謀や、殊に民衆にとつて肝要なる土地問題を契機としてそれが紛乱にまで及んだといつたところか。ヒッパソスの提議などは異とすべきものではないし、今回の事件は日常生活の次元を大きく出^いるものではないであらう。その後、クロトンにおいては寡頭派が生命力を回復した事に鑑ると、六世紀末の時点にて民主政への不可逆的な大流を感知するのは困難である。

クロトンにおいてはクレイニアスの僭主政も生じた。これを報ずるのはハリカルナッソスのディオニュシオスあるのみ。それによると、クレイニアスは凡ゆる方面より亡命者を集め、奴隸を解放して諸邦より自由を剝奪した。⁽¹⁰⁾然して、クロトンにおける貴顕の士 epiphansatoi を殺害若しくは放逐したという。これはレギオンのアナクシラスと共にディオニュシオス一世の先蹤として叙されている。従つて、年代的には五世紀前半に置かれるべきであらうか。ただ、史料の記述が単簡に過ぎ、かつ類型的なるため、これ以上詮議を巡すべくもない。何れにせよ、クレイニアスの政権は短命に畢つたのであらう。⁽¹¹⁾

例のおそらくは四四〇年代の事件であるが、ポリュビオス⁽¹¹⁾によれば、マグナ・グラエキアにおいて各処におけるピュタゴラス派の集会所が放火された。各ポリスの指導者層が突然死亡したので、それらの地には全面的政変、混乱が生じた。放火はクロトンにおけるミロンの旧宅⁽¹²⁾に対するものを嚆矢とするのであらうが、そこからクロトン圏に拡大した。一旦回復し、指導者層を輩出したピュタゴラス

派の勢威は失遂した事になる。この際はアカイア人による調停が奏功し、マグナ・グラエキアは平和を取戻した。ここではアカイア人の国制が採用されたという⁽¹¹³⁾。それは即ち民主政である⁽¹¹⁴⁾。

かく以つて惟うに、今回の擾乱を惹起せしめたのは反ピユタグラス感情の他に民衆の蹶起を重要な要素となす。もつとも、今般導入された民主政とは穏和なるそれを指示するが⁽¹¹⁵⁾。その後、クロトンにては民主政と寡頭政が交替したと唱えられる事はあるが、それは史料的に根拠薄弱である。当面、民主政が持続したと見られる。そうすれば、その点においてシケリア、殊にシユラクサイと通ずる面はあろう⁽¹¹⁷⁾。

三二七年の事項として、ディオドロス⁽¹¹⁸⁾はクロトンのスタシスにつき述べる。民主派が、亡命していた一派と鋒を交えたというものである。その党派とはヘラクレイデスやソストラトスと結託していたというのであるから寡頭派である。それらは、従前、クロトンにて権力を掌握していた⁽¹¹⁹⁾と思考される。これらは追放された後に帰国を策したが、一敗、地に塗れたというものである。この際、民主派の將軍はパロンとメネデモスであった。兩名共、名門出身者 epiphaneis であった。この中、メネデモスは、後日、僭主の地位に就いた⁽¹²¹⁾。これを以つて按ずるに、ギリシアのポリスとは変らぬものよ。政体の変遷極まるころがない。慨嘆を禁じ得ない⁽¹²²⁾。

結

南伊諸邦であるが、ポリスとしての課題にはシケリアと共通するものはある。異民族との関係、帝国化、或はポリスによっては内部における種族間の相剋等である。僭主に関してはシケリアに比して量的に少なく、重要性においても劣格なる事、否むべくもない。僭主なき時期も明瞭とはしない。南伊の僭主はシユラクサイのディオニシオス程には社会を震撼せしめなかつたのである。古典期の民主政にしても、実現を見たのは、一応、クロトン圏程度のものである。僭主後、キュメやレギオンの政治形態は寡頭政であった。これによつて観るに、僭主政に社会変化を促進する発条の如きを見る学説は排斥されなければならない。ギリシア政治史には進歩も反動もなかつた⁽¹²³⁾。僭主政とは暴政を旨とするものであつて、特定の歴史的意味を賦与すべきではない。

註

- (1) Strabon, V. 4. 4.
- (2) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 2-11.
- (3) 『S. 韓の田采と國』(cf. K. -W. Welwei, Die Machtergreifung des Aristodemus von Kyme, *Talanta* 3, 1971, 48.
- (4) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 12. 1.
- (5) *Mor.* 261F-262D.
- (6) Cf. A. Alföldy, *Early Rome and the Latins*, Ann Arbor 1965, 71-72.
- (7) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 4. 5.
- (8) Alföldy, *op. cit.* 50-72. 『F. Jacoby, *Fragmente der griechischen Historiker* III b, Kommentar, Leiden 1969, 606-607; M. Frederiksen, *Campania*, Roma 1984, 101-102.
- (9) VII. 10.
- (10) *Ant. Rom.* V. 36. 1-3, VI. 21. 3.
- (11) II. 14. 5-9, 34. 4.
- (12) F. Sartori, Verfassungen und soziale Klassen in den Griechenstädten Unteritaliens seit der Vorherrschaft Krotons bis zur Mitte des 4. Jahrhunderts v. u. Z., E. C. Welkopf (Hrsg.), *Hellenische Poleis* 2, Berlin 1974, 718-721.
- (13) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 4. 5. 2.
- (14) *Ibid.* VII. 8. 3.
- (15) *Ibid.* VII. 4. 4, 4. 5, dynatotoi の形態を Plut. *Mor.* 261F. を cf. E. Lepore, *Classi e ordini in Magna Grecia*, C. Nicolet (ed.), *Recherches sur les structures sociales dans l'antiquité classique*, Paris 1970, 46-47.
- (16) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 7. 3.
- (17) Plut. *Mor.* 261F.
- (18) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 8. 2.
- (19) *Ibid.* VII. 6. 4.
- (20) Diod. VII. 10.
- (21) 芝川治「シケリアの僭主政」『大手前大学論集』一八号、二〇一七年、一五ページ参照。
- (22) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 4. 5.
- (23) ヴェルヴァーイ (*op. cit.* 44-55) によらんか、キュメの事変は重装歩兵の興起なる事象を後景とする。これは発展論歴然たるものである。さりながら、この説を証するが如き言辭は少なくとも文献史料に見出すは得ない。

- (24) Dion. Hal. *Ant. Rom.* VII. 10. 3.
 (25) *Ibid.* VII. 4. 4.
 (26) Diod. XI. 51.
 (27) *Ibid.* XII. 76. 4; Dion. Hal. *Ant. Rom.* XV. 6. 4; Strabon. V. 4. 4.
 (28) H. Berve. *Die griechische Tyrannis* I. München 1967. 162-163.
 (29) Strabon. VI. 1. 6; Heraclid. *Lemb. Exc. pol.* 55.
 (30) Cf. Diod. VIII. 23. 2; Dion. Hal. *Ant. Rom.* XIX. 2. 註釋者 G. Vallet. *Rhégion et Zancle*. Paris 1958. 71-77.
 (31) H. Philipp. *Regium 3*). *RE* 2 Reihe. I A1. 1914. 496.
 (32) Heraclid. *Lemb. Exc. pol.* 55.
 (33) Vallet *op. cit.* 77.
 (34) 496. ハウサニオスの記述 (IV. 23. 6-10) は歴史的過謬多数を算えるが故、信憑性を欠く。
 (35) *Ar. Pol.* 1316a 34-38.
 (36) *Exc. pol.* 55.
 (37) サルネーリ (Sartori. *op. cit.* 721) はこの国制に血統に基づく「貴族政」が先行した可能性を示唆する。しかし、それは無意味である。
 (38) 芝川「シケリアの僭主政」註 (179)。
 (39) 同右註 (57)。マクラガスはセージュ。
 (40) Diod. XI. 48. 2.
 (41) E. L. Minar. Jr. *Early Pythagorean Politics*. Baltimore 1942 (Reprint. New York 1979). 44. 46; A. Schenk Graf von Stauffenberg. *Trinitaria*. München 1963. 216. 321 Ann. 6.
 (42) Hdt. VII. 165.
 (43) Thuk. VI. 4. 6; Pausanias. IV. 23. 6.
 (44) 註 (45)。
 (45) Dion. Hal. *Ant. Rom.* XX. 7. 1.
 (46) Justinus. IV. 2. 4-5. 47. von Stauffenberg. *op. cit.* 216.
 (47) ここでザンクレ事件に関し摘記しておく。イオニア叛乱蹉跌後、僭主アイアケスを避忌したサモスの富裕者層はザンクレ人の招請を受けて、カレ・アクテに植民地を開拓する事に決した。然るに、彼らはアナクシラスの使曠に応じてスキュテス不在下のザンクレを占拠した。スキュテスはヒッポクラテスの傀儡にしてザンクレ統治を委任されていた。今般はサモス人とヒッポクラテスとの間に妥協が成立した (Hdt. VI. 22-23. なお、「ザンクレ人中、主たる者三百名」と記されるが、それらは政治を先導したのであろう。然れば、ヒッポクラテス征圧以前のザンクレ、寡頭政たりし蓋然性高しと化す)。

- 暫時を経た、これらサモス人をアナクシラスは放逐、諸族を混淆してここに居住せしめた。サンクレを自らに確保した。その名称をメッサナに変更したのは今次の事である (Thuk. VI.4.6)。そこにおいてはメッセニア系が多数を占めたと考えられる (cf. Pausanias, IV.23.6-10)。かく、アナクシラスの親メッセニア的傾向が如実に現れる。サモス勢はただ利用されたのみである。
- 大略かくの如きが事件の顛末であるが、これは許多の難点を包含する。スキュテスとカドモスは真に父子なのか、Hdt. VII.164.1における para meta の是非などがそれに算えられる。編年に関しても諸説輻輳する。cf. Vallet, *op. cit.* 336-354. また、古泉学よりの発言も少なからず。C. H. Dodd, *The Samians at Zankle-Messana. JHS* 28, 1908, 56-76; E. S. G. Robinson, *Rhegion, Zankle-Messana and the Samians. JHS* 66, 1946, 13-20 ㄱㄴ。
- (46) Hdt. VII. 165.
- (47) *Ibid.* VII. 170. 3; Diod. XI. 48. 2, 66. アナクシラスには年長の子としてレオプロンがあったが、これは早逝していたのであろう。Vallet, *op. cit.* 369-370.
- (48) Hdt. VII. 170. 3.
- (49) Diod. XI. 66. 1-3. プクラー (*op. cit.* 127) はスキュテスに下層民の代表を見るが、これは正鶴を射なす。
- (50) Diod. XI. 66. 3. cf. Hdt. VII. 170. 4.
- (51) Diod. XI. 76. 5.
- (52) *Ibid.* XI. 68. 5. 芝川「シケリアの僭主政」一三三ページ。
- (53) Minar, *op. cit.* 46-48; Vallet, *op. cit.* 374-378; von Stauffenberg, *op. cit.* 293-294 ㄱㄴ。
- (54) Iustinus, IV. 3. 1-3.
- (55) レキオンにおける熾烈なる競争や、救援に呼ばれたヒメラからの老兵とは如何なる実体を指示するのか。或はむしろ、蹂躪されたのはメッサナなのか。cf. K. J. Beloch, *Griechische Geschichte* II, 1², Strassburg 1914, 131. なお、四六一年頃、シケリア各地より傭兵がメッサナに移徙せしめられたとす。Diod. XI. 76. 4-6.
- (56) Aristoxenos, 18 Wehrli=Iamblichos, *Peri tou Pythagoreiou Biou*, 35, 251.
- (57) Iamblichos, *Bios*, 27, 130, 30, 172.
- (58) サルトーリ (*op. cit.* 718) によれば復活した寡頭政は往昔のそれに比して強度において劣る。それは民主政の進展なる時代的趨勢の然らしめることである。しかし、これは本篇九ページの論法と同様で、予断の類に属する。
- (59) S. Berger, *Revolution and Society in Greek Sicily and Southern Italy, Historia*, Einzelschriften 71, Stuttgart 1992, 30, 54-56.
- (60) Strabon, VI. 1, 13, 1, 12, VIII. 7, 5.
- (61) L. Bérard, *La colonisation grecque de l'Italie méridionale et de la Sicile dans l'antiquité*, Paris 1957, 144.
- (62) *Ar. Pol.* 1303a 28-31.
- (63) Strabon, VI. 1, 13; Athenaios, 518c-522a、その他。

- (64) 帝国化への傾斜はシケリアの僭主に見られるところであった。芝川「シケリアの僭主政」五、六、九、一二―一三、一五ページ。南伊において
 もシュムリスとクロトンはその擧に洩れない。ただ、それは僭主政下においてなされたものではない。
- (65) Iustinus, XX. 2. 3.
- (66) *Ibid.* XX. 2. 10.
- (67) Strabon, VI. 1. 10; Diod. VIII. 32.
- (68) 五六〇―五四〇年之間 (Sartori, *op. cit.* 707)。五三〇年代頃 (T. J. Dunbabin, *The Western Greeks*, Oxford 1948, 359-360)。五二五から五二〇年
 (K. von Fritz, *Pythagoras*, *RE* XXIV 1, 1963, 183) 453。
- (69) Strabon, VI. 1. 10, 12; Iustinus, XX. 4. 1-2.
- (70) von Fritz, *Pythagorean Politics in Southern Italy*; New York 1940, 95.
- (71) Strabon, XIV. 1. 16; Diog. Laert. VIII. 1. 3; Porphyrios, *Pythagorou Bios*, 9; Iamblichos, *Bios*, 18, 88.
- (72) Iamblichos, *Bios*, 9, 45.
- (73) Porphyrios, *Bios*, 18.
- (74) G. Busolt, *Griechische Staatskunde* I, München 1920, 356.
- (75) Diod. XII. 9. 3-4.
- (75a) イアンプリコス (本稿一六ページ) によれば、*ekklesia* には全員が参加資格を有したのではない。
- (76) 本論文註 (89)。
- (77) Iamblichos, *Bios*, 35, 255, 257.
- (78) Diod. XII. 9. 2-3, cf. Hdt. V. 44.
- (79) Diod. XII. 9. 5-10, 1; Strabon, VI. 1. 12-13.
 住民の殄滅や都市破壊はシケリアにおいても稀なところではなかった。芝川「シケリアの僭主政」九、一二、一五ページ。
- (80) Diod. XI. 90. 3.
- (81) Minar, *op. cit.* 10-13.
- (82) cf. Sartori, *op. cit.* 705, 7) の学説に賛同するのは躊躇される。
- (83) 芝川「シケリアの僭主政」一―三ページ。
- (84) F49 (Wehrli) = Athenaios, 521e-f.
- (85) *hapantas* と読むべきか。
- (86) くら女神云々に関しつち cf. Phylarchos, F45 (Jacoby) = Athenaios, 521d-e.
- (87) Minar, *op. cit.* 16.
- (88) *Ibid.* 38, 7) の表現は妄誕無稽である。

- (88) von Fritz, *Pythagorean Politics*, 95-96. 又 *id.* Pythagoreer. *RE* XXIV 1, 1963, 211. 又 *id.* A. Delatte, *Essai sur la politique pythagoricienne*, Liège 1921.
- (89) Iamblichos, *Bios*, 6, 32.
- (90) *Ibid.* 9, 46, 27, 129-130.
- (91) Diogenes Laertios, VIII 1, 3.
- (92) ゼノンとペタノン・フリッソンの点の認識が十分でない。それが議論に混乱を招く結果となる。
- (93) Iamblichos, *Bios*, 9, 48, 10, 51, 27, 124, 129, 30, 181, 35, 249. cf. Diogenes Laertios, VIII 1, 16.
- (94) Iamblichos, *Bios*, 18, 88, 35, 254.
- (95) *Ibid.* 6, 30, 17, 72, 18, 81 等。
- (96) 本論文註 (89)。
- (97) Iamblichos, *Bios*, 27, 133, 30, 177.
- (98) Timaios, F44 (Jacoby) = Athenaios, 522a-d.
- (99) Iamblichos, *Bios*, 35, 255.
- (100) von Fritz, *Pythagorean Politics*, 86-93.
- (101) Iamblichos, *Bios*, 35, 258. キトロンがアントニリスの exarchos であった可能性は存す。 *ibid.* 17, 74, この人物の出自、名声、資産に関してはまた *ibid.* 35, 248; Diod. X 11, 1; Porphyrios, *Bios*, 54.
- (102) Diod. X 11, 1; Iamblichos, *Bios*, 35, 248-249, 249, 254. ユタトラスのメタポントイオンへの遷徙はこの頃に置かれるのであろうか。
- (103) Iamblichos, *Bios*, 35, 258-260.
- (104) *Ibid.* 35, 257.
- (105) *Ibid.* 35, 255.
- (106) Cf. Delatte, *op. cit.* 248-249.
- (107) XX, 7, 1.
- (108) この一節は「ナロン帝国」を想起せしめるもの皆無とはしない。カールシュテット (U. Kahrstedt, Zur Geschichte Grossgriechenlands im 5. Jahrhundert, *Hermes* 53, 1918, 184) は貨幣よりして五世紀前半におけるクロトンの勢力圏拡大を説いたのであった。その崩壊は五世紀の半ばである。
- (109) Cf. E. Ciaceri, *Storia della Magna Grecia* II, Milano 1927, 269-270. また Sartori, *op. cit.* 709. クレオニッダスの僭主政が五世紀前半に置かるべきか。
- (110) *ibid.* II, 39, 1-4.
- (111) Porphyrios, *Bios*, 55; Iamblichos, *Bios*, 35, 249; Diogenes Laertios, VIII 1, 39.
- (112)

- (113) Polybios, II. 39. 5-6.
- (114) *Ibid.* II. 38. 6. その年代は von Fritz, *Pythagorean Politics*, 73-74.
- (115) Polybios, II. 38. 6.
- (116) Minar, *op. cit.* 80.
- (117) 芝川「シケリアの僭主政」一六ページ。
- (118) XIX. 10. 3-4.
- (119) これはシュラクサイにおける六百名より成る epiphanestatoi による寡頭政の首魁であった。芝川「シケリアの僭主政」二四ページ、註(170)。
- (120) Diod. XIX. 3. 3.
- (121) *Ibid.* XXI. F. 4.
- (122) 時を隔ててクロトンも他の南伊諸邦と同様、ローマ治下に入るのであるが、その時代は本稿の範囲を遥かに逸脱する。
- (123) タラス、ロクロイ、トゥリオイなどは本稿の対象外であった。エレアは僭主の出現が報じられるが、情報僅少に過ぎる。